

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（以下「本会」という。）定款第6条第1項第2号に規定する賛助会員（以下「会員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本会の会員は、定款第3条に規定する目的に賛同し、定款第4条に規定する事業に協力する法人又は団体等とし、その他これに準ずるものを含む。

(入会)

第3条 本会の会員になろうとする法人又は団体は、本会正会員2名の推薦を受けたうえで、入会申込書（様式Ⅰ）を提出し、理事会の承認を得なければならない。承認にあたっては直近3年間の関連法令における行政処分及び行政指導等の有無を勘案する。

2 会員は法人又は団体の代表者として1人の者を定め、届け出なければならない。

(会費)

第4条 会員は、本会の運営及び事業の実施に要する経費として総会で定めた以下の会費を納入しなければならない。なお、前年度3月に事前請求した年会費については次年度会費として受け入れることができる。

1 口 年額100,000円で1口以上

2 会員は、会費請求書受領後、速やか会費を納入しなければならない。

3 納入された会費は、50%を公益目的事業、50%を管理費（法人会計）に使用する。

(変更)

第5条 会員は、第3条第1項に規定する入会申込書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届（様式Ⅱ）を提出しなければならない。

(退会)

第6条 会員は、退会届（様式Ⅲ）を提出し、任意に退会することができる。

2 前項の規定にかかわらず、所定の様式を使用しない場合であっても、書面による届出は退会届とみなすことができる。

3 退会に際し、既に納入した入会金及び会費はこれを返還しない。

(退会勧告及び除名)

第7条 本会は、会員が次の各号に該当するときは、当該会員に退会を勧告することができる。

(1) 会員に相応しくない行為が報道されたとき、若しくは会員に相応しくない行為により社会的指弾を浴びることとなったとき

(2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(3) 本会を公に誹謗したことが明らかになったとき。

2 退会勧告を行う場合は、本会理事4名以内からなる調査委員会を立ち上げ、結果を理事会に報告する。

3 退会勧告は、理事会に諮ったうえで代表理事が行う。

4 退会勧告を受けた当該会員は本会に対して、異議申し立てを行うことができる。

5 異議申し立てがあったとき、本会は、調査委員会に加わらなかった理事4名以内からなる審査会を設置し、速やかに審査を行い、結果を理事会に報告する。この審査にあたって、審査会は当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

6 当該会員が退会勧告に従わず、審査会においても退会が相当と判断される場合、本会は当該会員を除名す

ることができる。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改定は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

第1条 本規程は、平成元年5月15日から施行し、昭和63年6月10日から適用する。

第2条 本規程の改正部分は平成4年5月7日に施行する。

第3条 本規程の改正部分は平成19年3月21日に施行し、平成18年11月23日から適用する。

第4条 本規程の改正部分は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

第5条 前条の改正に伴い団体・法人賛助会員入会承認基準を廃止する。

第6条 本規程の改正部分は平成26年11月30日に施行する。

第7条 本規程の改正部分は平成28年3月5日から施行する。

第8条 本規程の改正部分は平成30年5月12日から施行する。

第9条 本規程の改正部分は平成31年3月4日から施行する。

第10条 本規程は、2020年6月13日から施行する。

第11条 本規程は、2021年11月27日から施行する。